

入院中の食事代が改定されます

2026年6月1日より適用

1食あたりの患者負担額

改定前（～2026年5月31日）

510円

+40円

改定後（2026年6月1日～）

550円

所得による区分（1食あたり患者負担）

対象区分	改定後（6月1日～）
一般所得者	550円
住民税非課税（低所得Ⅱ）	270円
住民税非課税（低所得Ⅰ）	130円

65歳以上の光熱水費（1日あたり）

対象区分	改定前	改定後（6月1日～）
65歳以上の入院患者	370円	430円

ご負担をおかけし誠に恐縮ではございますが、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。